

令和2年度第3回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月16日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時45分
場 所 菊川ふれあい会館 中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 18
欠 席 総 数 0

議番	氏 名	出欠
1	西野 政次	出席
2	阪田 実	出席
3	田中 クゲヨ	出席
4	新久保 克己	出席
5	藤野 俊孝	出席
6	田崎 育子	出席
7	原田 雄一	出席
8	岡本 住子	出席
9	下田 敏純	出席
10	石田 安男	出席
11	植村 正文	出席
12	河本 隆一	出席
13	坂田 謙祐	出席
14	伊田 喜弘	出席
15	山田 正信	出席
16	吉本 知則	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか計5名

傍聴人:なし

令和2年度第3回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（石井事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

先月の第2回総会ではコロナ感染防止予防対策で5名の委員に出席の自粛をお願い致しました。ご協力誠にありがとうございました。

さて、本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日全員の出席でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第3回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員に、議席番号8番の岡本住子委員と議席番号9番の下田敏純委員のご両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1,905㎡でございます。位置図は2、3ページ、公図は4ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号6番田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。6月3日に農業委員2名、事務局職員2名で確認に行きました。事務局の説明どおりで、後継者も決まって良かったと思っております。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、2番の案件につきまして、議席番号11番植村正文委員、報告をお願いします。”

植村正文委員

11番植村です。6月3日に農業委員2名と事務局職員2名で確認に行きました。当該地は過去に太陽光発電設備に転用するという計画もありましたが、この計画を取り下げ、隣接する農地の所有者が農地として取得し、事務局報告のとおり水稻を栽培する予定でございます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、3番の案件につきまして、議席番号4番新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保委員

4番新久保です。6月4日に私と事務局職員2名で現地確認を行いました。所有者が健康不良のため耕作が出来ず、これを妻が譲り受けて営農する予定でございます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（吉本会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお、2、3番の案件につきまして、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に議席番号■■■番■■■委員が該当していますので、1番及び4番から7番の案件をお諮りしたのち、■■■委員には退席をお願いします。

それでは、1番及び4番から7番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について、先ず2番、3番以外の5件についてご説明いたします。

総会議案書14ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は18、19ページ、公図は20ページ、土地利用計画図は21ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から南西へ約950mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。

転用目的は、建売住宅2棟の建設でございます。申請理由につきましては、申請地は、小、中学校からも近く、下関北バイパスの開通に伴い中心市街地への交通の便もよいことから、宅地化が進んでいる地域で、住宅の需要が見込まれる、既存の住宅団地に隣接している申請地を選定し、建売住宅の建設を計画したもので、現在耕作しておらず、農作業の委託先もない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の2筆は、譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、法定外公共物用途廃止部分と、法定外公共物の加工部分で、法定外公共物用途廃止申請書及び法定外公共物加工許可申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の南側に隣接した農地はございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水は、公共下水道に流入され、雨水のみ、新設の側溝から既存の道路側溝に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

総会議案書15ページをお開きください。4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は27、28ページ、公図は29ペー

ジ、土地利用計画図は30ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ約1.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。

転用目的は、ドッグランでございます。

申請理由につきましては、新規事業としてドッグランの運営を計画し、自宅兼事務所として購入予定地に隣接している申請地を選定したもので、高齢のため耕作しておらず、農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の2筆は、譲渡人の所有地で、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には農地がないことから現状のまま問題はありません。また、汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地の登記地目宅地内に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、表面雨水が隣接地に放流されますが、土地所有者である譲渡人は承諾しております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書16ページをお開きください。5番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は31、32ページ、公図は33ページ、土地利用計画図は34ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から西へ約320mに位置する農地で、農地法施行規則第45条第2号に該当する、「第二種農地」となります。

転用目的は、建売住宅2棟と宅地分譲5区画でございます。

申請理由につきましては、申請地区は、近年宅地化が進み、人口が増加傾向にあるなど住宅の重要が見込まれることから、自己所有地に宅地分譲5区画を計画し、併せて、自己所有地に隣接している申請地に、建売住宅2棟の建設を計画したもので、農業後継者もなく、高齢の為、経営規模縮小を考えた譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の3筆は、譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、市道及び市道加工部分で、都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書及び道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、新たに擁壁の設置が計画されており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、新設の道路側溝から、農業用排水路に放流される計画となっておりますが、水利関係

者からの意見書及び、開発行為の同意書が提出されております。また、一体利用地に計画されている一部の宅地分譲地からの汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

16ページに戻りまして、6番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は35、36ページ、公図は37ページ、土地利用計画図は38ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北東へ約1.3kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する、「第1種農地」となります。

転用目的は、資材置場でございます。

申請理由につきましては、経営している建設業の業務の効率化を図るため、事務所兼住宅、業務用倉庫、駐車場として隣接地の土地及び建物を新たに購入し、同じ敷地内に資材置場の新設を計画したもので、高齢となり、耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

現在、譲受人が所有する資材置場は菊川地区にあります。面積も170㎡程度と狭く、作業効率も悪いことから、当該地が選定されたものです。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の2筆については、既に、不動産売買契約が締結されており、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の北側に隣接している農地は、申請地よりも低い位置にございますが、既存の法面で分断されており、申請地内は整地のみで形状は変更しない計画となっております。また、西側にも農地はございますが、市道で分断されております。

一体利用地の宅地からの汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路以外の水路から、河川に放流され、申請地からの汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路以外の水路から、河川に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、申請地の一部が、平成10年頃、進入路として整備され、無断転用の状態であったことから、始末書が提出されています。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

総会議案書17ページをお開きください。7番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は39、40ページ、公図は41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1.2kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、譲受人の現在の居住地は、職場からも遠く、通勤時の交通渋滞も著しく不便な状態が続いており、また、老後のことも考え、新たな住宅建設を計画し、用地を探していたところ、2人の職場からも近くに位置しており、買物にも便利な申請地が選定されたもので、耕作が困難で、他に農作業の委託先もみつからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、隣接地の農地転用許可後に、北側と西側には、既に保護コンクリートが設置されており、この度南側にも新たに、コンクリートブロックも設置する計画となっております。また、東側にも農地はございますが、市道で分断されております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、1番及び7番の案件につきまして、議席番号6番田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎委員

6番田崎です。6月3日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認しました。先ず、1番の案件から説明します。事務局説明のとおり建て売り住宅でございますが、ここは第2種農地であり、周辺農地にも影響は無く、問題ないと判断しました。よろしくご審議願います。

次に7番の案件です。転用目的は自己用住宅です。耕作が困難で、他に農作業

の委託先もみつからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものです。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

次に、4番の案件につきまして、議席番号11番植村正文委員、報告をお願いします。

植村委員

11番植村です。6月3日に農業委員2名と事務局職員2名で確認を行いました。当該農地は新たに購入予定の土地、建物に隣接する農地でございます。

ドッグランとして活用したいとの要望ですが、周辺には農地もなく特に問題はないと判断致しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、5番、6番の案件につきまして、議席番号4番新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保委員

4番新久保です。6月4日に私と事務局職員2名で現地を確認しました。

先ず5番の案件から報告します。事務局の説明どおりですが、高齢で後継者のいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。合併浄化槽も設置され、周辺農地への営農に支障はなく、他に適当な土地もないため、許可基準を満たしていると考えます。よろしくご審議願います。

次に、6番の案件ですが申請地は資材置場として計画したもので、高齢で耕作困難な譲渡人が、要望に応じたものでございます。汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水は農業用排水路以外の水路から、河川に放流されるため、周辺農地への営農に支障はなく何ら問題ないと判断しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ございませんでしたら、質疑を打ち切り採決します。

「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」1番及び4番から7番の案件について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、1番及び4番から7番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、許可といたします。

次に、2、3番の案件を諮りますので、■■■■委員には退席をお願いします。

(■■■■委員退席)

議長（吉本会長）

それでは、2、3番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

2、3番は、同一事業でございますので、合わせてご説明いたします。総会議案書は、14ページ、15ページでございます。2番、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は22、23ページ、公図は24、25ページ、土地利用計画図は26ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北へ約1.9kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する、「第1種農地」となります。

転用目的は、法定外公共物加工に伴う法面整備でございます。

申請理由につきましては、多くの方がお宮には、自家用車にて参拝されていますが、道幅が狭く、不便な状態が続いていたことから、道路の拡幅を目的に法定外公共物の加工及び拡幅に必要な法面整備を計画し、この度の申請に至ったもので、2番の譲渡人、3番の貸付人が、応じたものでございます。

2番が、売買による所有権の移転で、3番が、使用貸借による権利の設定となっております。

2番の一体利用地は、3番の申請地で、3番の一体利用地は、2番の申請地となります。また、残りの一体利用地は、法定外公共物の加工部分で、法定外公共物加工許可書が添付されており、確保は確実で、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地には、隣接した農地はございますが、申請地の法面は芝張りで養生を実施する計画で、汚水の発生はなく、一体利用地の雨水は、自然流下し、法面及び道路側溝に放流され、法面からの表面雨水は、隣接する農地内を通り、一部は、農業用排水路から道路側溝へ、一部は、直接道路側溝に放流される計画となっております。

法面からの表面雨水が、隣接地の農地内に放流される計画ではございますが、各土地所有者は、承諾しており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本案件は、追認案件で、申請地は、平成21年頃、既に法面が整備されており、申請者からは、今後は、農地法を遵守する旨が記載された始末書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、2、3番の案件につきまして、議席番号12番河本隆一委員、報告をお願いします。

河本委員

12番河本です。6月3日に私と事務局職員2名、6月4日には伊田委員と事務局職員2名で現地を確認しました。事務局から説明があったとおり、この神社の進入路が狭いということで拡幅を計画したもので、それに伴い法面の整備も必要となったとのことでした。現地を確認したところ既に法面は整備されており、道も神社まで自動車が通れるように拡幅されておりました。平成21年に整備したということで無断転用の始末書がこの度提出されており、今後、この整備に関連する追加整備は実施しないとのことでしたので致し方ないと判断致しました。審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ございませんでしたら、質疑を打ち切り採決します。「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」2、3番の案件について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、2、3番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、許可といたします。

(委員着席)

議長（吉本会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定についてご説明いたします。総会議案書43ページをお開きください。

1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は44、45ページ、公図は46ページから48ページ、参考までに事務局にて、合成した公図を、49ページにお示ししております。

土地利用計画図は、50ページをご覧ください。

本案件は、令和元年度第12回総会議案第3号3番にてご審議いただき、令和2年4月15日付けで、事業計画変更承認がなされたものを、再度、延長を行うものでございます。

変更理由は、前回と同じく、湧水や障害物の発生により橋脚部の掘削作業が遅れ、全体工程に遅れが生じたものでございます。

現地調査時に申請者から聞き取りを行ったところ、当初及び前回の変更承認申請時に、計画していた施工方法では、工事が困難となり、現在、新たな施工方法にて作業を行っているとの説明でございました。

この度の申請に伴い、原状回復する旨が記載された誓約書及び、土地使用承諾書、法定外公共物使用許可申請書も提出されております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、1番の案件につきまして、議席番号4番、新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保委員

4番新久保です。6月4日に私と事務局2名で確認を行いました。この案件は新幹線の線路橋脚部の補強工事中に想定外の湧き水があり、この対策を施したために橋脚部の掘削作業が遅れ、そのための期間延長とのことですので、問題はないと考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」、承認相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨

の意見を付して県に送付することといたします。

議長（吉本会長）

次に日程第「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第4号 現況確認についてご説明いたします。

総会議案書51ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、田1筆、面積は、1,213㎡で、申請地の位置図は52、53ページ、公図は54ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約2.2kmに位置する土地でございます。

令和2年6月3日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりのご状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

51ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑1筆、面積は、602㎡で、申請地の位置図は55、56ページ、公図は57ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約2.3kmに位置する土地でございます。

令和2年6月4日に、農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりのご状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎委員

6番田崎です。6月3日に私と農地利用最適化推進委員1名、農業委員1名、事務局職員2名で現地確認致しました。圃場整備されていない場所で、申請地は10年以上耕作されておらず、雑草や灌木が茂っており、非農地と判断させて頂きました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、2番の案件につきまして議席番号4番、新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保委員

4番新久保です。6月4日に私と農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地を確認致しました。申請地は40年以上耕作しておらず雑木が繁茂しておりました。非農地と判断致しました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第4号 現況確認について」、何れも非農地とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご説明いたします。総会議案書58ページをお開きください。

これは、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、59、60ページ、公図は61ページ、土地利用計画図等は62ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から東へ約800mに位置する、農地でございます。

計画変更の理由は、農業用施設として農機具倉庫を建設するためでございます。本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

なお、当該地には、既に農機具倉庫が建設されており、用途区分の変更後、追認案件として、5条許可申請書が提出される予定でございます。

58ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、63、64ページ、公図は65ページ、土地利用計画図等は66ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から北東へ約1.5kmに位置する、農地でございます。

計画変更の理由は、農業用施設として農機具倉庫を建設するためでございます。本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、1番、2番の案件につきまして議席番号6番田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎委員

6番田崎です。6月3日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認致しました。まず1番については、以前よりビニールハウスが立ち並んでおり、トマトやキュウリを生産している1種農地です。地目は田ですがビニールハウスに隣接する場所でした。申請者は定年退職後より農業に専念されている方で、ここに農業用施設をつくって専業農家として頑張りたいとのことです。

2番の案件も、申請者は専業農家で水稻とユリやキクなどの花卉を栽培しています。事業拡大に伴って、ビニールハウスに隣接させて集出荷施設をつくりたいとのことです。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨

の意見を付して下関市長に送付することといたします。

議長（吉本会長）

日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。なお、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に議席番号■■■番、■■■■委員と議席番号■■■番、■■■■委員が該当いたしますので、退席をお願いします。

（ ■■■委員、■■■■委員退席 ）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。総会議案書67ページをお開きください。1番。この案件は、令和2年6月30日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、68ページから78ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年6月30日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を、別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページにお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、下関市長へ通知することといたします。

（ ■■■委員、■■■■委員自席へ着席 ）

議長（吉本会長）

次に、日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■番の■■■■委員と議席番号■番の■■■■委員が該当していますので退席をお願いします。

（ ■■■■委員、 ■■■■委員退席 ）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について、ご説明いたします。

総会議案書79ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。1番。内容につきましては、80ページの「1. 農用地利用配分計画（案）下関区域分」と、81ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、地区別の利用配分計画集計表を議案第7号関係資料にお示ししております。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ございませんでしたら、質疑を打ち切り採決します。「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に回答することといたします。

（ ■■■■委員、 ■■■■委員自席へ着席 ）

議長（吉本会長）

次に、日程第8「議案第8号 下関市農業委員会会長専決規程の一部改正について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第8号 下関市農業委員会会長専決規程の一部改正について、総会議案書82ページをお開き下さい。

また、本日お配りしています、議案第8号関係資料の改正後の規程、及び一部改正の新旧対照表をご覧ください。

下関市農業委員会会長専決規程は、農業委員会の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、会長の専決について必要な事項を定めたものでございます。

提案理由は、農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請のうち、事務局案といたしまして、工事期間の延長を含め、施設の配置変更に伴う軽微な土地利用計画図変更等、簡易な事項についての処理に関することについて追加し、規程の一部を改正しようとするものでございます。下線を引いた部分が改正部分でございます。資料の最後に新旧対照表をつけております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第8号 下関市農業委員会会長専決規程の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

参考までに、本日の「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」も、これに該当すると解釈して良いですか？

事務局（中川事務局長補佐）

はい、軽微な計画変更内容等については次回からこの規程に該当するという解釈でよいです。

事務局（岡本主任）

補足いたします。今回の会長専決規程の一部改正は、会長専決で期間延長も含

めて報告案件で扱えるように変更しようとするものですが、中には、期間延長の理由として明らかに無理があるといった案件もあります。

よって、先ず事務局で精査して、議案として農業委員さんのご意見を聞いた方が良いと判断した案件につきましては、今まで同様に議案として挙げさせて頂こうと考えております。

議長（吉本会長）

次に、日程第9「議案第9号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第9号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について、ご説明します。総会議案書83ページをお開きください。本日お配りした議案第9号関係資料をあわせてご覧ください。

農地法施行に関する実施細則は、農地法の実施のため、農地法施行令及び農地法施行規則に定めるもののほか、農業委員会の権限に係る事務について必要な事項を定めたものでございます。

令和2年4月1日より県から権限移譲がなされたことに伴い、農地転用に関する一時的な利用に供するために転用しようとする場合の、原状回復誓約書について追加し、実施細則の一部を改正しようとするものでございます。

下線を引いた部分が改正部分でございます。資料の最後に新旧対照表をつけております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第9号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に、日程第10「議案第10号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第10号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について、ご説明します。

総会議案書84ページをご覧ください。提案理由は、84ページに記載しておりますとおり、農地法第52条により賃借料情報を提供するに当たり、公表内容について決定を求めようとするものでございます。賃借料の情報提供につきましては、平成21年12月の改正農地法施行後、実施しているものでございます。

85ページをお開きください。85ページの「農地賃借料情報（令和元年度）（案）」は田についてお示ししており、昨年度設定された利用権を使用貸借と賃貸借に区分し、賃貸借の中で、金納と物納、10a以上と未満に区分して、地域ごとに賃借料の最高値と最低値と平均値を表にしたものでございます。下関区域は14地区、豊浦区域は5地区、菊川区域は3地区、豊田区域は5地区、豊北区域は8地区に区分しております。86ページは畑についてお示ししており、同様に数値をまとめたものでございます。

「議案10号関係資料」の1ページをご覧ください。こちらは、平成29年度、平成30年度、令和元年度の賃貸借の数値をまとめたものでございます。

2ページ目をご覧ください。こちらは85、86ページの賃借料情報を、5区域のみに区分し、表にしたものでございます。

なお、承認後、関係資料の2ページ目の内容を市のホームページへ掲載いたします。また、総会議案書85、86ページの内容につきましては、利用権設定期間満了通知を送付する際に同封し、事務局窓口や農協支所等でも配布する予定でございます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ございませんでしたら質疑を打ち切り採決します。

「議案第10号 農地法第52条の規定による賃借料の情報提供について」、承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しました。

議長（吉本会長）

次に日程第11「議案第11号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第11号、令和元年度の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに令和2年度の「目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、お手元に配布いたしております議案11号関係資料に基づきまして、内容説明をさせていただきます。

「前年度の点検・評価」と「次年度の活動計画」につきましては、平成28年3月4日付けの農林水産省経営局農地政策課長名による都道府県農政担当部長あて通知の「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、農業委員会の活動について単年度ごとに「実績の点検・評価」と「活動計画」を作成し、公表することを求められているものでございます。

従いまして、この「令和元年度の点検・評価」と「令和2年度の活動計画」の案を今回の総会で承認・決定をいただきましたのちに、市のホームページに公表すると共に、県を通じまして国に報告することとされております。

はじめに、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について説明いたします。

1 ページをご覧ください。「農業委員会の状況」につきましては、本市における「農業の概要」及び「農業委員会の現在の体制」を記載しております。

1 「農業の概要」について、耕作面積は農林水産省の耕作及び作付面積統計、経営耕地面積は農林業センサスのデータに基づいております。また、遊休農地面積は利用状況調査結果、農地台帳面積は農地台帳に基づいてそれぞれ記載しております。2 「農業委員会の現在の体制」は記載のとおりでございます。次に2 ページ、「担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、1 「現状及び課題」は記載のとおりです。2 「令和元年度の目標及び実績」について、集積実績は2,327ha、達成状況は79.06%でした。3 「目標の達成に向けた活動」、4 「目標及び活動に対する評価」は記載のとおりでございます。3 ページをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきまして、1 「現状及び課題」は記載のとおりです。2 「令和元年度の目標及び実績」ですが、面積は目標18.8ha に対して、実績は7.0ha と目標を達成できませんでしたが、経営体数については目標6経営体に対して7経営体が参入しました。なお、3 「目標の達成に向けた活動」、4 「目標及び活動に対する評価」は記載のとおりでございます。4 ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置に関する評価」につきまして、1 「現状及び課題」は記載のとおりです。2 「令和元年度の目標及び実績」ですが、解消目標2ha に対して7ha を解消いたしました。なお、3 「目標の達成に向けた活動」、4 「目標及び活動に対する評価」は記載のとおりでございます。5 ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」につきまして、1 「現状及び課題」、2 「令和元年度実績」、3 「活動計画・実績」

及び評価」はそれぞれ記載のとおりでございます。6ページをご覧ください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてですが、記載のとおり、農地法第3条に基づく許可事務に係る昨年度の処理件数は、合計34件、農地転用に関する事務に係る処理件数は合計106件でした。7ページをご覧ください。「農地所有適格法人からの報告への対応」及び、「情報の提供等」の状況ですが、それぞれ記載のとおりでございます。8ページには、「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」、「事務の実施状況の公表等」について記載をしております。

続きまして、9ページをご覧ください。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について説明申し上げます。このページには、「農業委員会の状況」について記載をしております。

1「農家・農地等の概要」及び、2「農業委員会の現在の体制」について記載しておりますが数値の根拠等は、先に説明しました、1ページの「令和元年度の点検・評価」と同一内容ですので説明は省略させていただきます。

次に、10ページをご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、1「現状及び課題」は記載のとおりです。2「令和2年度の目標及び活動計画」につきまして、集積面積目標は平成30年5月に農業委員会で別に定めております「農地等の利用の最適化に関する指針」の中で設定している目標値である、3,213haとしております。次に、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきまして、1「現状及び課題」は記載のとおりです。2「令和2年度の目標及び活動計画」につきましては、これも「農地等の利用の最適化に関する指針」の中で設定している目標値である、参入目標数6経営体、参入目標面積18.8haとしております。

11ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置」について、1「現状及び課題」は記載のとおりでございます。2「令和2年度の目標及び活動計画」につきまして、遊休農地の解消面積は、これも「農地等の利用の最適化に関する指針」の中で設定している目標値であります、「2ha」としてあります。

また、「違反転用への適正な対応」について、1「現状及び課題」と2「令和2年度の活動計画」は、それぞれ記載のとおりでございます。説明は以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ございませんでしたら、質疑を打ち切り採決します。「議案第11号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、市のホームページ

に掲載をすることとします。

議長（吉本会長）

次に、日程第12 報告第1号から日程第21 報告第10号までを一括して事務局の報告を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

ご報告いたします。総会議案書88から91ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、16件ございました。

92ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

93から95ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、8件ございました。

いずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

96ページから100ページ、報告第4号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により通知を交付いたしました。

101ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により通知を交付いたしました。

102ページ、報告第6号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は、1件ございました。

103、104ページ、報告第7号「下関内日土地区画整理事業地内の農地について」でございます。

農地台帳に登録されている、下関内日土地区画整理事業地内の土地、19筆を整理したものでございます。

総会議案書104ページにお示ししております19筆については、平成28年3月17日付けで、土地区画整理法による換地処分により、登記地目が宅地に変更されております。

令和2年6月4日に、地元農業委員1名と事務局職員2名で、現地調査を行ないましたが、現況地目も「宅地」の状態であったことから、専決にて令和2年6月8日付けで、農地台帳から削除したものでございます。

105ページ、報告第8号「農地造成期間延長願について」は、1件ございま

した。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により受理通知書を交付いたしました。

106ページ、報告第9号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

107ページ、報告第10号「照会書 農地等の状況について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。裁判所から農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。以上、ご報告いたします。

議長（吉本会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第10号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

次回の第4回総会は、令和2年7月14日火曜日、菊川ふれあい会館の中小ホールで午前9時30分から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。以上をもちまして終了いたします。

(終了時刻10時45分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....